

全体についての消防計画

年 月 日作成

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、_____の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害から人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) _____に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を委託している者
(防火対象物全体についての防火管理の一部委託)

第3条 防火対象物についての防火管理業務の一部を_____に委託する。

- 2 委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲及び方法は、別表1のとおりとする。
- 3 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、統括防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

第2章 統括防火管理者の責務等

(統括防火管理者の選任)

第4条 消防法第8条の2第1項の規定に基づく統括防火管理者は、管理権原者の協議により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から選任するものとする。

- 2 統括防火管理者は、_____とする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第5条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
 - (2) 各事業所の防火管理者又は防火責任者及び防火管理業務に従事する者（以下「防火管理者等」という。）に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。
 - (3) 防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - (4) 防火対象物の廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理に関すること。
 - (5) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
 - (6) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務に関すること。
- 2 統括防火管理者は、防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防長へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう指示することができる。
 - 3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知するとともに、周知状況を別表2により確認する。

(各事業所の防火管理者の責務)

第6条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するように、各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。

3 各事業所の防火管理者は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

第3章 予防管理対策

(点検・検査)

第7条 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原者の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者が点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、_____に委託して____月と____月の年2回実施する。

ウ 点検を実施する場合は、_____が点検に立ち会う。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部については_____, 各事業所の専有部分については、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法及び時期等は、各事業所の計画による。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、併せて実施するよう各事業所の防火管理者に指示する。

(4) 建物等の検査等

ア 建物の定期検査は、_____の責任により行う。

イ 前アの検査を実施する場合は、統括防火管理者及び検査を行う部分の各事業所の防火管理者が立ち会う。

ウ 建物、火気設備器具、避難器具及び防火設備等の自主検査は、共用部分については_____, 各事業所の専有部分については、各事業所の責任により行う。

エ 自主点検・検査を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第8条 各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果並びに防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておく。

(不備欠陥箇所の改修)

第9条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、前第7条の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

2 自主点検・検査、防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施した

結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各事業所の防火管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

(従業員等の遵守事項)

第10条 _____に出入りする者が火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定める。

(工事中の安全対策)

第11条 協議会代表者等、管理権原者のうち、主要な者（以下「代表管理権原者」という。）は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う各事業所の防火管理者と協力して工事中の安全対策を策定するものとする。

(放火防止対策)

第12条 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推進する。

- (1) 防火対象物内外における可燃物の除去
- (2) 物置、空き室、ごみ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) その他必要事項

(避難施設の維持管理等)

第13条 廊下、階段、避難口、安全区画及び防煙区画その他避難施設の維持管理、収容人員の管理並びに避難通路の確保に関する事項は各事業所の消防計画に定める。

2 統括防火管理者は、避難施設付近に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、防火管理者に対し、当該物件を除去するよう指示することができる。

(危険物製造所等)

第14条 危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所の管理権原者の責任において定める。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊)

第15条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次により編成される自衛消防隊を設置する。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担する。

(2) 地区隊

地区隊は、事業所単位としてそれぞれ消火、通報連絡及び避難誘導等の各担当を設け、その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

2 自衛消防隊長は_____とし、地区隊の隊長は各事業所の管理権原者が定める。

3 自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。

4 本部隊の組織及び任務は、別表3によるものとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。

(自衛消防隊の活動範囲)

第16条 自衛消防隊の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。

2 隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 近隣建物等に対する応援出動は、_____との応援協定の範囲内とする。

4 前項の協定は、代表管理権原者が行う。

(自衛消防隊の装備)

第17条 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各管理権原者が共同して整備する。

2 装備品及び装備品等の管理については、次による。

(1) 装備品

ア 本部隊の装備品は、次のとおりとする。

(ア) 隊用装備	(イ) 個人用装備	(ウ) 隊用装備
a 消火器 _本	a 防火衣 _着	a 担架 _基
b とび口 _本	b ヘルメット _個	b 医薬器 _式
c ロープ _本	c 警笛 _個	c ラジオ _台
d 携帯用拡声器 . . _個	d 携帯用照明器具 . _個	
	e 軍手 _双	

イ 地区隊の装備は、各事業所の消防計画による。

(2) 装備品等の管理

本部隊の装備は、_____に保管し、維持管理する。

(自衛消防隊長の権限)

第18条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等一切の権限を付与する。

(地区隊長の任務)

第19条 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

2 地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第20条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

(2) 本部隊の活動は、本防火対象物内全ての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、災害活動にあたる。

(3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。

(4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。

(5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長または地区隊長が本防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(休日、夜間等における防火管理体制等)

第21条 休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

(1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、対象物内残留者等に火災の発生を知らせる。

(2) 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員およびその他防火管理業務に従事する者が協力する。

(3) 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括

防火管理者に報告する。

- (4) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

第5章 地震対策

(地震予防措置)

第22条 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えての予防措置として、事業所間の連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備及び保管等必要な措置を講じる。

- 2 各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

(地震発生後の応急措置)

第23条 地震後、統括防火管理者は、自衛消防隊本部隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(地震発生後の報告)

第24条 各事業所の防火管理者は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(地震時の活動)

第25条 各事業所は、情報収集、初期救助、初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。

- 2 地震時の出火防止及び消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は災害の最も大きいところを優先とするほか、情報収集、避難誘導については次による。

(1) 情報収集

ア 本部隊の指揮班員及び通報連絡班員は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講じる。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被災状況を指揮本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 本部隊の避難誘導班員は、_____の一次避難場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、指定避難場所へ誘導する。

イ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を_____の一次避難場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。

(地震及び警戒宣言が発せられた場合の対策)

第26条 地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合に、統括防火管理者は、各防火管理者に対して指示、命令又は報告を求めることができる。

- 2 統括防火管理者は、大規模な地震発生地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合は、代表管理権原者に報告するとともに各事業所の管理権原者等に周知する。

(警戒宣言時の自衛消防組織の編成及び任務)

第27条 警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置し、自衛消防隊本部隊は別表3に定める任務を行う。

- 2 休日、夜間等に警戒宣言が発せられたときは、別表3に定める任務を休日、夜間の自衛消防隊員と在館中の従業員全員が協力して行う。

(営業方針等)

第28条 警戒宣言が発せられた場合の各事業所の営業は、各事業所の消防計画に定めるものとするが、原則として営業を中止する。

(情報の収集、伝達)

第29条 情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、放送設備等を使用し、来館者等に伝達する。

第6章 教 育

(教育)

第30条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、春、秋の火災予防運動に合わせ、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(教育の内容)

第31条 防火管理業務に従事する者に対し、次の教育を行う。

- (1) 協議事項等、管理権原者による協議内容の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (7) その他防火管理上必要な事項

第7章 訓 練

(消火、通報等の自衛消防訓練)

第32条 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練を実施する。

2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を促すことを指示することができる。

3 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第33条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 通報、消火、避難誘導及び救護を連携して行う総合訓練は、自衛消防本部隊と地区隊が一体となって____月と____月の年2回実施する。
- (2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防長に届け出る。
 - ・ 消防訓練実施計画（報告）書（正・副）
 - ・ 消防職員派遣願出書（正・副）
- (3) ビル全体で行う訓練は、本部隊と地区隊が一体となって実施する。
- (4) 統括防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

付 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係） 全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称								
管理権原者氏名								
統括防火管理者氏名								
受託者の氏名 及び住所等 （法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地）		氏名（名称）						
		住所（所在地）						
		担当事務所 所在地	TEL					
		※登録番号	TEL					
受託者の 行う 防火 管理 業務 の 範囲 及び 方法	常駐方式	範囲	☐ 火気使用箇所、消防・防災設備等の点検等監視業務 ☐ 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）					
			方法	常駐場所		常駐人員	人	
				委託する時間帯	☐ 時 分～ 時 分 ・ ☐ 24時間			
				委託する区域	☐ 全て ☐ 一部（ ）			
		巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所、消防・防災設備等の点検等監視業務 ☐ 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）				
				方法	巡回回数	回	巡回人員	人
	委託する時間帯				☐ 時 分～ 時 分 ・ ☐ 24時間			
	委託する区域				☐ 全て ☐ 一部（ ）			
	遠隔移報方式		範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他防火・防災管理上必要な事項（ ）				
				方法	現場確認要員の 待機場所		到着 所要時間	分
					委託する時間帯	☐ 時 分～ 時 分 ・ ☐ 24時間		
			委託する区域	☐ 全て ☐ 一部（ ）				

◇作成上の留意事項◇

- 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。
- 2 ※ 登録番号とは、即時通報を行う警備会社として、逗子市消防本部に登録されている番号をいい、登録されている場合は、該当する番号を記入します。未登録の場合は記入不要です。

別表 2（第 5 条関係）

全体についての防火管理協議会構成員一覧表

役 職 名		事 業 所 名	職・氏 名	電 話 番 号	
会 長					
副 会 長					
副 会 長					
統括防火管理者					
構 成 員					
No.	事 業 所 名		管理権原者氏名	使用階	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

別表 3 (第15条関係)

自衛消防隊の編成と任務 (本部隊)

自衛消防隊長 隊長の代行者兼副隊長		(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。) (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)			
本部隊の編成 (平常時)		平常時の任務		警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
				組織編成	任 務
指 揮 班		1 隊長、副隊長の補佐	指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講じる。
		2 自衛消防本部の設置			
		3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集			
		4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導			
		5 その他指揮統制上必要な事項			
通報連絡班		1 消防機関への通報並びに通報の確認	通報連絡班は、情報収集班として編成する。		
		2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達			
		3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。)			
初期消火班		1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事	初期消火班は、点検措置班として編成する。		
		2 地区隊が行う消火作業への指揮指導			
		3 消防隊との連携及び補佐			
避難誘導班		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。		混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
		2 非常口の開放並びに開放の確認			
		3 避難上障害となる物品の除去			
		4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告			
		5 ロープ等による警戒区域の設定			
安全防護班		1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖	安全防護班は、点検措置班として編成する。		上記の初期消火班の任務に同じ。
		2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止			
		3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置			
応急救護班		1 応急救護所の設置	応急救護班は、情報収集班として編成する。		上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。
		2 負傷者の応急処置			
		3 救急隊との連携、情報の提供			

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別図1 管理権原の範囲を明示する図（各階平面図）



